

2010年7月31日より、次の通り「外国為替証拠金取引約款」を改訂します。

本改訂に伴い約款の名称についても「店頭外国為替証拠金取引約款」に変更となりますとともに併せてお伝えさせていただきます。

旧	新
<u>(約款の名称)</u> <u>外国為替証拠金取引約款</u>	<u>(約款の名称)</u> <u>店頭外国為替証拠金取引約款</u>
第13条（取引の成立） (新設)	第13条（取引の成立） <u>10. インターバンク市場において約定できるレートが提示されていないときはお客様の注文を受け付けることができない場合がございます。</u>
<u>第21条（取引証拠金の額）</u> 1. 取引証拠金の計算方法は、当社が別途定めるものとします。 2. 当社は前項の計算方法に基づき、次の各号に定める取引証拠金の額を算出するものとします。 (1) 必要証拠金額 (2) 維持証拠金額 3. 取引証拠金の額が、必要証拠金額を下回った場合、お客様は新規の取引注文を行うことができないものとします。 4. 取引証拠金の額が、維持証拠金額を下回った場合、第24条に定めるロスカットルールにて、お客様のすべての建玉は決済されるものとします。	<u>第21条（追加証拠金）</u> 1. 当社は、毎営業日（祝日は除く、以下同じ）建玉を保有しているお客様に対しニューヨーククローズ時点の口座状況の確認を実施し、同時点における時価評価総額が当社が別途定める基準を下回った場合、お客様は当該基準を上回る額まで追加証拠金の預託をするものとします。 2. お客様は前項に定める追加証拠金を、当該追加証拠金発生日の翌営業日午前3時までに預託しなければならないものとします。また、追加証拠金の預託は店頭外国為替証拠金取引口座への預託をもって完了するものとし、お客様の当該口座以外の口座（株式取引口座（株式現物取引及び株式信用取引に係る口座を含みます。以下同じ。）等を含みます。以下、「その他口座」といいます。）に追加証拠金相当額の以上の振替余力が存在している場合であっても、お客様ご自身による振替手続が行われない場合、追加証拠金の預託がないものとして取り扱います。

	<p><u>3. 前項の日時までに追加証拠金の預託を当社が確認できない場合、当社はお客様に通知することなく、すべての建玉を当社の任意に処分し、またはその他口座からの振替を行い、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。</u></p> <p><u>4. お客様は、追加証拠金の預託をするまで、新規建注文、及びその他口座への証拠金の振替はできないものとします。</u></p> <p><u>5. 本条は法人のお客様には適用しないものとします。</u></p>
	<p>第32条（本取引・本サービスの利用禁止・解約）</p> <p><u>1. お客様が、法令等・諸規則、オンライントレード取扱規程、本約款、「取引ルール」の各定めに違反した場合、お客様が本約款の内容について承認していただけない場合、その他やむを得ない事由が生じたものと当社が判断した場合は、当社は直ちにお客様に本取引の新規取引及び本サービスを禁止することができるものとします。この場合、お客様は直ちに期限の利益を喪失するものとします。</u></p>

※なお、約款内の「外国為替証拠金取引」という表現について「店頭外国為替証拠金取引」に変更し、誤字脱字等、形式面での軽微な修正も実施しております。